

## 特殊地下壕対策事業実施要綱

平成9年4月1日付9構改D第264号  
最終改正 令和4年4月1日付3農振第2932号

各地方農政局長  
沖縄総合事務局長 殿  
北海道知事

農林水産事務次官

### (目的)

第1 特殊地下壕対策事業（以下「本事業」という。）は、農地、農業用施設、海岸、地すべり防止施設（以下「農地等」という。）の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第6項及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項の災害復旧事業をいう。以下同じ。）に伴う場合又は特殊地下壕の陥没等が顕著で危険度が増し、放置し難い場合に特殊地下壕に対する埋め戻し、防災処理等を行うことにより、民生の安定を図り、公共の福祉を確保することを目的とする。

### (事業の内容等)

第2 本事業は、農地等の復旧に伴う場合又は陥没、落盤若しくは壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、農地、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い場合に、特殊地下壕の埋め戻し、防災処理等を実施するものとする。

2 本事業は原則として3か年以内に完了するものとする。ただし、第4の(1)のイについては、原則として単年度で完了するものとする。

### (事業主体)

第3 本事業の事業主体は、地方公共団体とする。

### (採択要件)

第4 本事業は次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り実施するものとする。

(1) 次のいずれかに該当する特殊地下壕であること。

ア 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域をいう。以下同じ。）内の農地等が被災しその復旧に伴い対策が必要と認められる特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施するものであること。

イ 農業振興地域内において陥没、落盤又は壁面のひび割れ、出水等が顕著となっており、農地、建築物等に対する危険度が増し、放置し難い特殊地下壕について埋め戻し、防災処理等を実施するものであること。

(2) 旧軍、その他これに準ずるものが築造した特殊地下壕であること。

(3) 一箇所の事業費が200万円以上のものであること。

(事業の申請)

第5 都道府県知事は、本事業を実施しようとするとき又は市町村から本事業を実施したい旨の申請があったときは、事業採択申請書（別紙様式第1）及び事業計画概要書（農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定める様式による。）を地方農政局長（北海道にあつては直接、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。））。第7及び第8の1において同じ。）を経由して農林水産大臣に提出するものとする。

(事業の調査等)

第6 本事業の調査は、第4の(1)のアの場合に限り災害査定官が災害復旧事業の査定の際併せて実施するものとし、地方農政局長（沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。）はその結果をとりまとめ、箇所別調書（別紙様式第2）を作成し、これを調査終了後、遅滞なく、農林水産大臣に提出するものとする。

2 第4の(1)のイの場合は、すべて協議を要するものとする。

(事業の採択)

第7 農林水産大臣は、第5及び第6の規定により提出された事業計画概要書及び箇所別調書を審査の上、当該事業に国庫補助金を交付して当該事業を実施させることが適当と認めるときは地方農政局長を経由して都道府県知事に事業の採択通知書を交付して、その旨を通知するものとする。

(事業の計画変更)

第8 都道府県知事は、第7の規定により通知を受けた事業に係る事業計画について、次のいずれかに該当する変更を行おうとするとき又は事業主体から次のいずれかに該当する変更を行いたい旨の申請があったときは、変更後の事業計画概要書を地方農政局長に提出して承認を受けるものとする。

(1) 主要な工事計画の著しい変更

(2) 事業費の20パーセント以上の変動（賃金及び物価の変動によるものを除く。）

2 地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、1により提出のあった事業計画の変更内容の適否を決定し、これを承認したときは農村振興局長にその旨を報告するものとする。

(増破等の取扱い)

第9 本事業に係る特殊地下壕の全部又は一部について、その工事の着手前又は施行中に新たに本事業の対象となる災害が生じたときは、その未着手又は未施行の工事は、新たに生じた災害による本事業に併せて一の災害復旧事業として施行するものとする。

(補助)

第10 国は、本事業に要する別表に掲げる費用のうち、工事費（営繕費及び工事雑費を除く。）

につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

(委任)

第 11 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるところによるものとする。

(その他)

第 12 第 4 の(1)のイに定める内容の事業の採択期限は、令和 8 年度までとする。

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事 氏 名

特殊地下壕対策事業採択申請書

特殊地下壕対策事業実施要綱第5の規定により、 年度新規地区として下記のとおり事業を実施したいので、採択されたく申請する。

記

災害名	番 号		地区名	所在地	数量	事業費	備 考
	地区	箇所					
合 計							

別紙様式第2（要綱第6関係）

特殊地下壕対策事業箇所別調書

都道府 県名		市町村名			災害名及び 被災年月日	農地等の 被害額					千円		調査官	氏名	
番 号		所 在 地				事業 主体	被害額	申 請				調 査			
地区	箇所	郡 市	町 村	字	種別			数量	金額	うち 未成 (転属)	差引額	種別	数量	金額	うち 未成 (転属)
								千円	千円	千円			千円	千円	千円

- 注 1. うち未成、うち転属額（農地農業用施設災害復旧事業査定要領（昭和40年9月10日付け40農地D第1128号農地局長通達）第6の規定に準ずる。）については備考欄に前災の年災、箇所番号を記入する。
2. 意見不一致となった箇所は仮調査額を計上し、備考欄に「仮調査額」と記入し、意見不一致となった理由を明記する。
3. 意見不一致となった箇所については箇所別調書の他に協議に必要な資料を提出するものとする。
4. 調査の金額欄、うち未成（転属）欄、差引欄に上段（ ）書きで国庫補助の対象とする経費を記載すること。

別表（第 10 関係）

区 分	費 目	事 業 費 目 の 内 容								
工事費	本 工 事 費	<p>事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費、役務費、仮設損料、土地の借料等。ただし、請負施行の場合にあっては、これらの費用のほか、船舶及び機械器具損料、営繕損料及び諸経費を含む。</p>								
	附 帯 工 事 費	<p>本工事によって必要を生じた他の施設の工事の施行に直接必要な費用であって、本工事費の内容に相当する部分の経費</p>								
	測 量 及 び 試 験 費	<p>工事の施行に必要な調査、測量及び試験に要する費用</p>								
	用 地 費 及 び 補 償 費	<p>工事の施行に必要な土地等の買収費又は借料及び工事の施行によって損失を受ける者に対する補償に要する費用（補償金に代えて直接施行する補償工事に要する費用を含む。）</p>								
	船 舶 及 び 機 械 器 具 費	<p>工事の施行に直接必要な船舶、機械器具、車両（乗用車を除く。）等の購入費、借料及び運搬費並びにすえ付け、撤去、修理及び製作に要する費用</p>								
	営 繕 費	<p>工事の施行に必要な現場事務所、見張所、倉庫、仮設宿舍等の新設（購入を含む。）、改築、移転若しくは修繕に要する費用又は借料及びこれらの建物に係る敷地の買収費又は借料</p>								
	工 事 雑 費	<p>工事の現場事務に必要な経費。ただし、工事費（工事雑費を除く。）の額を次に掲げる額に区分してそれぞれ当該区分に定める率を乗じて得た額以下のものであること。</p> <table border="0" data-bbox="638 1464 1437 1612"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">1</td> <td>50 百万円以下の金額</td> <td style="text-align: right;">1,000 分の 25</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">2</td> <td>50 百万円を超え 100 百万円以下の金額</td> <td style="text-align: right;">1,000 分の 15</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">3</td> <td>100 百万円を超える金額</td> <td style="text-align: right;">1,000 分の 10</td> </tr> </table> <p>工事の施行に伴い必要な事務に要する経費（工事雑費に類するものを除く。）</p>	1	50 百万円以下の金額	1,000 分の 25	2	50 百万円を超え 100 百万円以下の金額	1,000 分の 15	3	100 百万円を超える金額
1	50 百万円以下の金額	1,000 分の 25								
2	50 百万円を超え 100 百万円以下の金額	1,000 分の 15								
3	100 百万円を超える金額	1,000 分の 10								
事務雑費										